

# 守っていますか！？ 自転車の安全な乗り方

～ ルール違反による事故には損害賠償責任も ～

自転車は、手軽でエコで適度な運動にもなるとても便利な乗り物。でも、自転車も『軽車両』の一種であり、危険な乗り方は、重大な事故につながりかねません。ルールとマナーを守り、万一の事故に備え、自転車の保険に加入しましょう。

## 自転車での加害例

**ケース1**  
高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で自転車を走行中、前方を歩行中の看護師に衝突。看護師には重大な障害（手足がしびれて歩行困難）が残ったケースについて、加害者本人（判決当時19歳）が賠償を命じられた。【平成17年横浜地裁判決】

賠償額 約5,000万

**ケース2**  
小学生が夕方、住宅街の坂道を自転車で下っていた際、散歩中の女性と正面衝突し、頭を強打、意識不明の状態となったケースについて、子どもに対する監督義務を十分に果たしていなかったとの理由で、親が賠償を命じられた。【平成25年神戸地裁判決】

賠償額 約9,500万

自転車を定期的に点検整備し、万一の事態に備え、TSマーク付帯保険など、自転車の保険に加入しましょう！

### ◆◆◆ TSマーク付帯保険とは？ ◆◆◆

自転車利用中の事故によるけがや、歩行者や他の自転車に衝突してけがを負わせた場合に対処できる保険です。自転車安全整備店で点検整備（有料）を受け、それを証明するTSマークを自転車に添付してもらうと、傷害保険・賠償責任保険の2つがセットになった1年間の付帯保険がつかます。詳しくは、自転車を購入された店又は自転車の整備点検の出来る店にお問合せ下さい。

### ●●● 自転車安全利用五則を守りましょう ●●●

#### ① 自転車は車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は車の仲間です。従って、車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則です。

※13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者等は歩道を通行できます。

#### ② 車道は左側を通行

自転車は車道の左側に寄って通行しなければなりません。右側通行は禁止です。

#### ③ 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で走り、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

#### ⑥ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、乗車用ヘルメットを着用させましょう。

#### ④ 安全ルールを守る

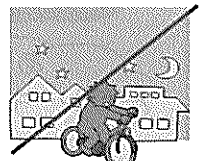
自転車運転中の次のような禁止行為に違反した場合には罰則の対象となります。



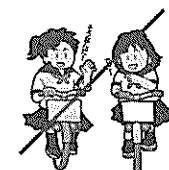
（二人乗り）



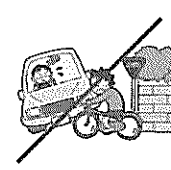
（携帯電話・傘差し）



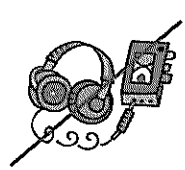
（無灯火走行）



（横に並んで走行）



（一時不停止）



（イヤホン等での音楽）

（飲酒運転）（歩道での高速走行）…など